

奈良県告示第四百五十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五号に規定する別段の面積を次のように定めたので公示し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

別段の面積	別段の面積を適用する区域
一〇アール	平成十七年九月二十四日における五條市の区域（ただし、土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第八十五条第一項の規定による申請に基づいて行われた国営五条吉野土地改良事業（農地造成及び農業用排水）に係る受益地の区域を除く。）